

面会交流実施の要領

1. 面会交流支援事業の趣旨

弁護士法人牛見総合法律事務所（以下「当事務所」といいます。）が行う面会交流支援事業（以下「本事業」といいます。）は、面会交流をしたいが、別れた当事者同士で連絡を取り合うこと、顔を合わせることが難しいため実施が困難になっているケースにおいて、第三者が加わることで、面会交流を実施できるようにするためのものです。

最終的には、子どものために両親が自立的に交流できるようになることを目指して、「離婚当事者としての自分」と、「子どもの父親・母親としての自分」との間で葛藤を抱える両親の悩みに寄り添いながら、子どもの心身の健やかな成長を第一に考えた支援を行います。

2. 支援の条件

- ① 原則として子どもが中学生以下であること
- ② 両親による自力での面会交流が困難であること
- ③ 面会交流を実施することについて両親の合意があること
- ④ 本事業を利用することについて両親の合意があること

3. 支援の内容

(1) 当事務所の支援体制

本事業は、面会交流を実施すること自体に争いのないことを前提としており、面会交流支援のための事前面接、連絡調整型支援、受け渡し型支援、付き添い型支援は、基本的にすべて当事務所のスタッフが行います。

(2) 支援の種類と当事務所にお支払いただく費用

- ① 事前面接（必須） 各5000円＋消費税（各60分）
本事業を利用するすべての両親に受けていただきます。
面会交流の意味を理解していただき、子どもが安心して面会交流ができるように、守っていただくルールを説明します。また、面会交流への心配ごとや悩みなども話していただき、整理していくための面接です。
- ② 連絡調整型支援 3000円＋消費税（1回の面会交流につき）
電話、メール、LINEにて日程・場所等の調整を行います。
- ③ 受け渡し型支援 5000円＋消費税（1回の面会交流につき）
同居親・別居親が顔を合わせることがないように、当事務所のスタッフがお子さんの受け渡しを行います。原則として当事務所にて行います。
- ④ 付き添い型支援 1時間あたり6000円＋消費税（最長2時間まで）
同居親の方が、お子さんと別居親を会わせることに関して強い不安を抱いていらっしゃる場合に、当事務所のスタッフが最初から最後まで付き添い、見守ります。原則として当事務所面会交流室内にて行います。

面会交流実施の要領

(3) 面会交流支援の流れ

- ① 当事務所への支援の申込み
↓
- ② 父母それぞれに事前面接
↓
- ③ 面会交流のルールの確認
↓
- ④ 面会交流の実施（料金が振込まれたことを確認してから）
 - A 連絡調整型支援
 - B 受け渡し型支援
 - C 付き添い型支援
↓
- ⑤ 父母の自力での面会交流

(4) 支援の方法（受け渡し型支援・付き添い型支援の場合）

- ① 別居親が当事務所に来所
- ② 当事務所からの連絡で、同居親がお子様を連れて来所
- ③ 面会交流
- ④ 同居親がお子様と一緒に帰宅
- ⑤ 別居親が帰宅

同居親と別居親が顔を合わせることがないように、ご来所時間をずらし、別室に案内するように配慮します。帰られる際も、時間をずらしてお互いの行く先が分からないよう配慮します。

4. 本事業の利用に際しての遵守事項

(1) 双方の親は、本事業の利用にあたって、以下の行為を行ってはなりません。

- ・ 面会交流支援申込書・同意書において虚偽の申告をする行為。
- ・ 両親で合意した面会交流のルールに反する行為。
- ・ 子どもに、過去の夫婦の争いや、他方の親に対する悪口を言うなどして、両親のわだかまりの板ばさみにする行為。
- ・ 子どもに、他方の親のことを聞き出そうとする行為。
- ・ 子どもの発言を情報源として、他方の親に対して嫌がらせをする行為。
- ・ 他方への不満・苦情・要求を伝達するために面会交流を利用する行為。
例：同居を求める、復縁を迫るなど
- ・ 子どもの忠誠心を試す行為。

例：面会交流日に故意に楽しい行事を設定して、子どもが行きたくなくなるように誘惑する、面会交流を楽しみにすることに子どもが後ろめたさを感じ

面会交流実施の要領

じるように仕組むなど

- ・ 子ども自身が望まないことをさせたり、言わせたりする行為。
- ・ 他方の親のこと、親族のこと、あるいは当事務所について、子どもの前で否定的に話す行為。
- ・ 他方の親や当事務所、または第三者に迷惑・不利益を与えたり、権利を侵害したりするような行為。
- ・ 犯罪的行為およびそれに結びつく行為。
- ・ 本事業に支障をきたすおそれのある行為その他当事務所が不相当と判断した行為。
- ・ 当事務所からの連絡に応じない行為。当事務所の指示・助言に従わない行為。
- ・ その他、上記各行為に類する行為

(2) 別居親は、本事業の利用にあたって、同居親の同意なしに、以下の行為を行ってはなりません（なお、同居親の同意がある場合であっても、子どもの意向も確認してください）。

- ・ 子どもに金銭を与える行為。
- ・ 子どもに物品を与える行為。
(誕生日・クリスマスなどの記念日の贈り物は、事前の相談のうえ行う。)
- ・ 子どもと次回の面会交流予定の取り決めを行う行為。
- ・ 散髪・染髪・刺青・ピアスなどといった子どもの身体的な変化を生む行為。
- ・ 別居親以外の親族・友人を立ち合わせる行為。
- ・ 子どもの写真・動画撮影や、音声の録音をする行為。
- ・ その他、上記各行為に類する行為

(3) 面会交流日時の決定と、予定の変更・キャンセルについて

- ・ 面会交流の日程は、子どもの生活・心情に配慮し、子どもの希望を最優先にした調整を行ってください。
- ・ 面会交流の日程の決定後に、変更・キャンセルをすることは原則禁止とします。子どもの病気や行事の延期等のやむをえない事情で変更・キャンセルを希望する場合は、前日の営業時間内に当事務所に連絡してください。
- ・ やむを得ず面会交流日を変更する場合、変更を申し出た当事者が代替日を設定してください。代替日の連絡がない場合、面会交流支援を妨害する行為とみなします。

(4) 子どものすこやかな成長のために両者が協力すること

- ・ 面会交流終了後、同居親、別居親は、当事務所とともに面会交流の振り返り、次回面会交流の打ち合わせを行ってください。
- ・ すべての支援方法について、当事務所が必要と判断した場合には、面接、電

面会交流実施の要領

話相談を受けてください。

- ・ 面会交流の実施にあたり、子どもに何らかの（心的・身体的）変化がみられた場合、ささいなことでも、直ちに当事務所に連絡してください。
- ・ 面会交流にあたっては、連絡ノート等を用いて（連絡調整型の場合、メールやLINEの代替措置を行います。）、子どもの現在の生活状況や成長の段階に応じた方法によって行います。

5. 留意事項

- (1) 当事務所は一民間団体であり、同居親・別居親双方に対して、何らの強制力も有していません。面会交流においては、連れ去り、事故、病気等のトラブルが生じる可能性があります。当事務所はそれらのトラブルを完全に防ぐ体制を整えているわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 別居親による子どもの連れ去り等の一方的な監護状況の変更があった場合には、当事務所は、支援を打ち切るとともに、直ちに警察に連絡し、同居親に必要な助言をしますが、子どもの引渡し交渉、裁判手続き、損害賠償等の依頼をお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

6. 損害賠償

本事業の利用者が面会交流支援申込書・同意書及び本要領に違反し、または、不正もしくは違法な行為によって当事務所に損害を与えた場合、当事務所は当該利用者に対して相応の損害賠償の請求を行うことがあります。

7. 期間

当事務所による支援は、支援の申込日から原則として最大2年間とします。ただし、子の福祉を考慮し、両親と当事務所で合意した場合に限り、1年間に限り延長することができるものとします。

8. 解除

当事務所は、本事業の利用者が面会交流支援申込書・同意書及び本要領に違反した場合には、催告なく支援を打ち切ることができます。

9. 専属的合意管轄裁判所

本件に関する紛争は、山口地方裁判所または山口簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。